

令和2年度「児童福祉施設・社会福祉法人の指導監査補助及び相談業務委託」質問回答書

番号	該当箇所	質問内容	回答
①	仕様書3業務内容について	本案件の指導監査の実施主体について 本案件は、業務概要として指導監査補助とあります通り、実施主体は貴市にあり、業務委託者はあくまでそれを第三者的視点からご支援するという理解で宜しいでしょうか。	その通りです。
②	仕様書3業務内容について	業務内容について 「児童福祉施設及び社会福祉法人の会計監査補助業務として財務諸表、自己点検表等が適正に作成されているか否かを検査、確認する」とあります。 これはご提供いただいた資料から判別する範囲において、内訳書項目に記載されている、決算書・附属明細書間の各種残高の整合性及び会計基準様式等との整合性を確認し、整合している場合を「適」、整合していない場合を「不適」とするという理解で宜しいでしょうか。	その通りです。
③	仕様書3業務内容について	本案件の対象となる児童福祉施設・社会福祉法人について 弊社の監査クライアントが含まれていないことを確認するために、本業務委託の対象法人の名称を予め教えていただくことは可能でしょうか。	対象法人の名称はお答えできませんが、主に市内の児童福祉施設・社会福祉法人が対象になります。
④	仕様書別紙1 3成果物について	成果物の取扱いについて 本案件の成果物について、業務委託者の名称を含めて外部に公表することは通常想定せず、公表する場合は業務委託者の承認を得た上で行うという理解で宜しいでしょうか。	成果物については外部に公表しません。
⑤	仕様書別紙2 1業務内容について	相談内容について 相談内容の例として、「監査で確認した課題事項に関し、会計基準や委託費・補助金等の制度に鑑みた指摘の必要性の有無や今後の指導方法」、「施設や法人の持続的な運営が困難と思われる場合の対応策」を挙げていただいておりますが、いずれも実施主体は貴市にあり、業務委託者は、第三者の会計専門家としての立場からご相談に乗れば足りるという理解で宜しいでしょうか。	その通りです。

※ご質問内容の①、④及び⑤につきまして、文中の業務委託者は、業務受託者と判断して回答しています。

※ご質問内容の②につきまして、文中の内訳書項目は、仕様書様式チェック表と判断して回答しています。